

## 那覇港（一部変更）

既定計画：平成15年（2003年）改訂、目標年次 平成20年代後半

### 1. 那覇港の位置付けと現況

- ・ 重要港湾指定：1972年
- ・ 港湾管理者：那覇港管理組合（構成：沖縄県、那覇市、浦添市）
- ・ 海外や本土と沖縄を結ぶ港湾として、宮古島や八重山、周辺離島と沖縄本島を結ぶ港湾として、沖縄県の物流、人流の中核を担う港湾。
- ・ 新港地区に国際コンテナ航路が、新港地区と浦添地区に本土各港とのRORO船、貨物船の航路などが就航。両地区の岸壁背後には物流関連施設等が立地。

### 2. 一部変更の背景

- ・ 浦添地区の背後の米国海兵隊牧港補給基地（キャンプキンザー）が、2006年5月の日米安全保障協議委員会で全面返還されることとなり、都市機能用地として計画した業務用地は返還地内で確保できる目処が立つ。

### 3. 一部変更による対応

#### （1）土地利用計画等の見直し

土地利用計画及び土地造成計画の内、都市機能用地（24ha）相当分を削除。

これに併せて、北側の自然海浜等を保全することとし、人工海浜や臨港道路の形状や構造を見直し。

#### （2）「自然的環境を保全する区域」の拡大

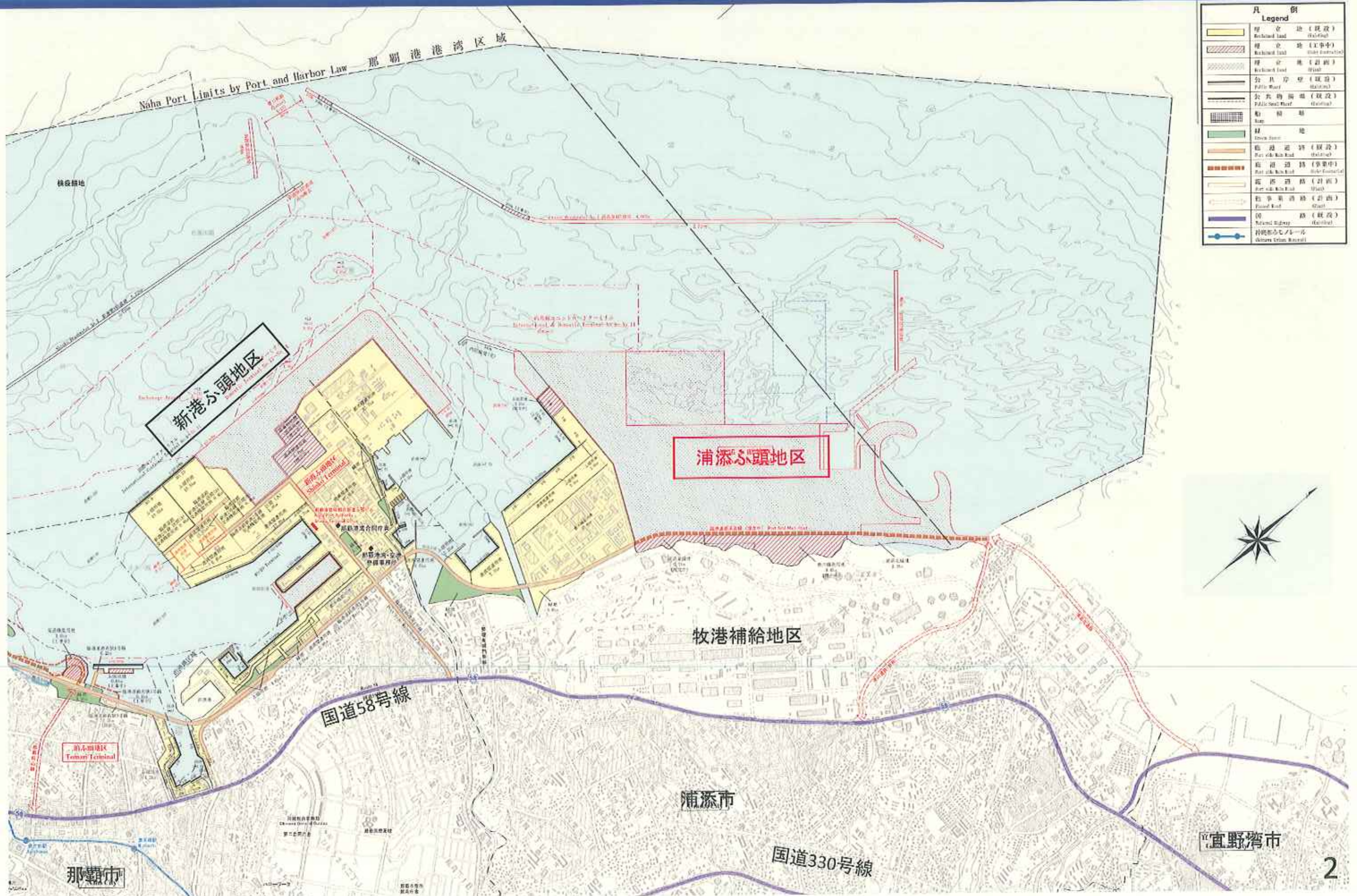
埋立面積の縮小等に併せ、既定計画の「自然環境の保全・活用ゾーン」を拡大するとともに、自然海浜部分も含めて「自然的環境を保全する区域」として位置付け。

# 那覇港 港湾計画 一部変更

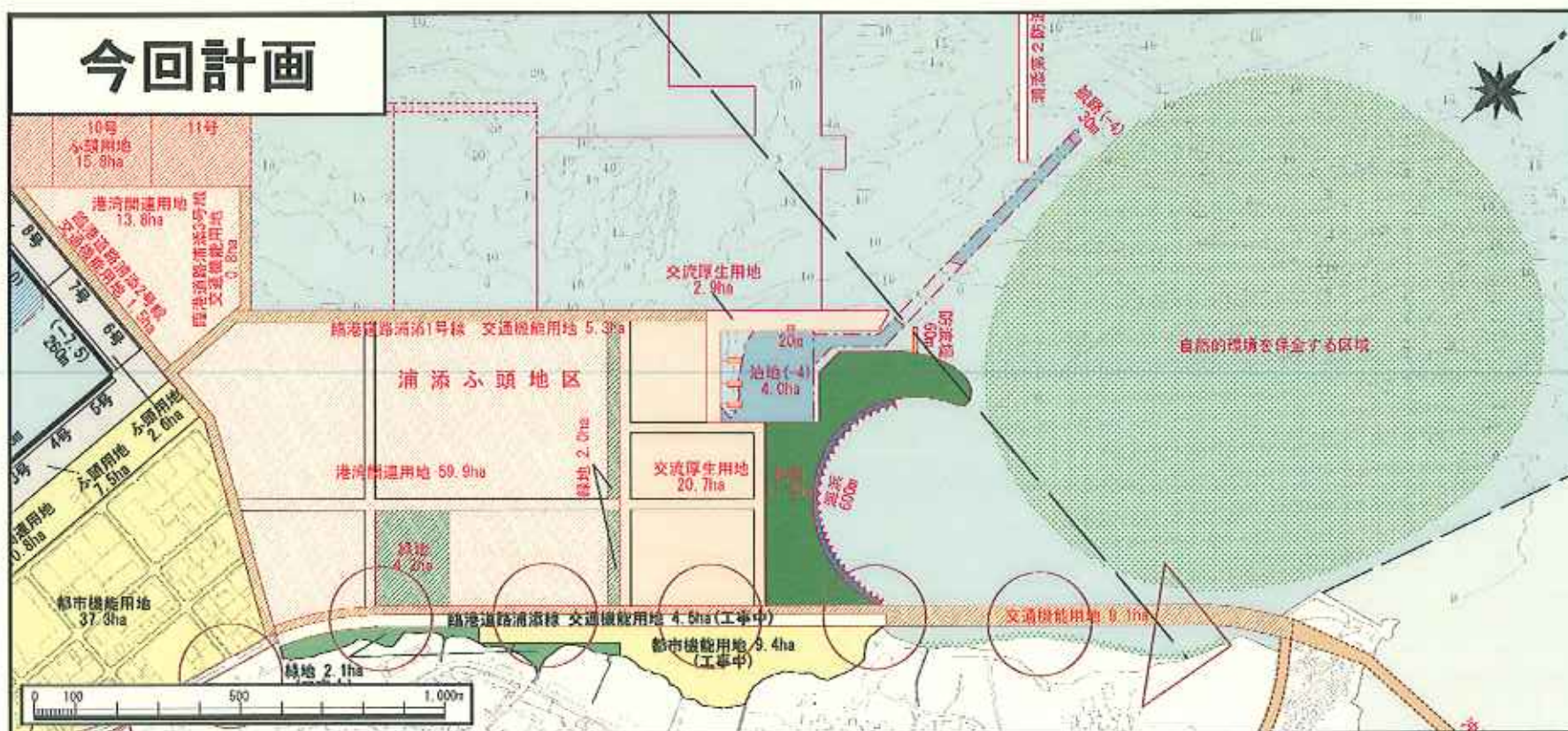
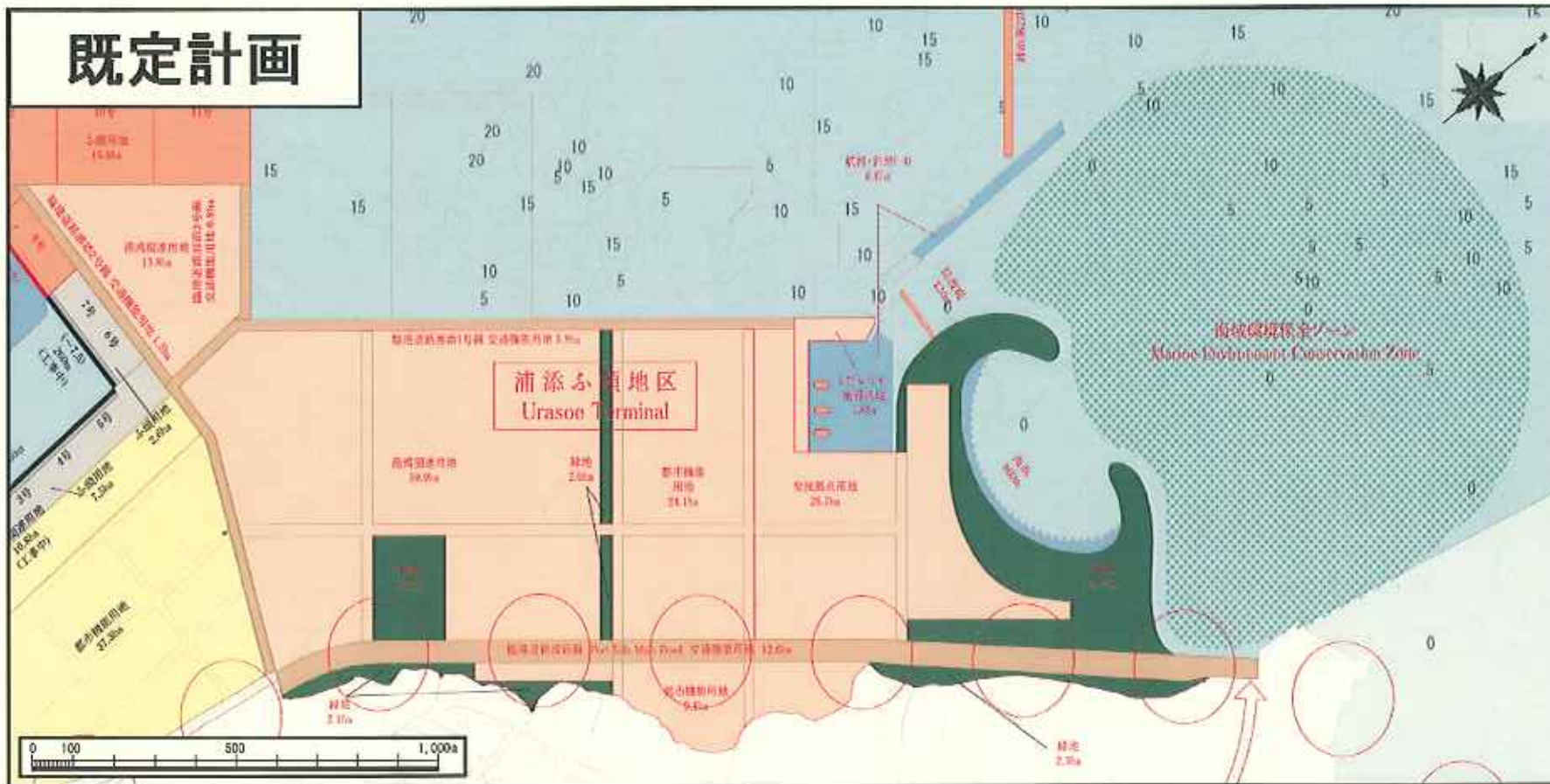
平成22年3月9日  
交通政策審議会  
第37回港湾分科会  
資料2-6



# 那覇港の現況



# 変更計画



凡 例	
	航路・泊地 (既設) (既定計画) (計画)
	防波堤 (既定計画) (計画)
	公共岸壁 (既設) (既定計画) (将来計画)
	船揚場 (計画)
	耐震強化岸壁 (既定計画)
	小型さん橋 (計画)
	海 浜 (計画)
	ふ 頭 用 地 (既設) (既定計画)
	緑 地 (既設) (既定計画) (計画)
	交通機能用地 (既設) (臨港道路) (既定計画)
	その他道路 (計画)
	道 路 (将来構想)
	その他用地 (既設) (計画)
	自然的環境を保全する区域
	開発空間の留保 (将来構想)
	那覇港湾施設移設予定地 (参考)

「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」  
及び「港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令」との適合状況（那覇港）

1. 基地返還を見据えた土地利用計画の見直し

那覇港浦添地区は、浦添市の海側の多くを米軍牧港補給地区が占めており、浦添市の開発空間は限られていた。このため、浦添地区には、港湾関連用地の外、都市機能用地、交流拠点用地やマリナ・人工海浜が計画されていた。

牧港補給地区の返還合意を受け、当該機能が返還跡地に確保できる見込みを得たことから、土地造成面積を減少し、土地利用計画を見直す。

基本方針

1 今後の港湾の進むべき方向

4 活力のある美しい港湾空間の創造と適正な管理 (p 10)

① 地域の活力を支える物流、産業空間の形成

港湾は、海上交通と陸上交通の結節点であり、また大規模用地の確保が比較的容易であるという特性を有している。

この特性を活かし、効率的で高度な物流空間や国内外からの産業立地や設備投資を促進するための産業空間を形成する。

また、ICTを活用した流通関連産業、循環型社会形成のためのリサイクル関連産業、地域の資源を活かした観光産業等、多様な産業が展開する空間を提供する。

さらに、臨海部は内陸部よりも大型資材の搬入が比較的容易であること等の特徴を活かした海洋開発の支援基地等、港湾に寄せられる新たな要請に対しても適切に対応する。

② 美しく・文化性に富んだ親しまれる港湾空間の形成

港湾の持つ歴史的・文化的資源、美しい港湾景観といった地域の個性としての港湾の資産を最大限に活かすとともに、交流機能の向上や市街地との調和を図りつつ、市民、NPO等の主体的な参画も得て、美しく、利用しやすく、活力があり、働きやすく、親しまれる港湾空間を形成する。

このため、海の自然やみなとの魅力に触れ合い、快適に利用できる親水緑地・広場、海浜等の整備や海水浴、ビーチスポーツ等の活動の場の提供等によりみなとへのパブリックアクセスを向上させる。

また、地域の自然・歴史・文化等と人々の生活、経済活動等との調和に配慮しつつ、人々の心がなごむ良好な港湾景観を総合的かつ計画的に形成する。その際、人と貨物の動線の分離に十分配慮する。

さらに、みなとと市街地との交通の利便性の向上のため、道路網等と効果的に結ばれた臨港交通施設や旅客施設を整備する。

これらの施設整備等に当たっては、分かりやすい案内標識の設置も含め、ユニバーサルデザインの考え方も取り入れて、誰もが安心して利用できるように努める。

③ 観光や海洋性レクリエーションを核とした交流空間の形成

観光による地域の活性化や人々の交流を支えるフェリー、旅客船、クルーズ船等の多様な要請に対応した、快適で利便性の高い交流空間を形成する。このため、地域の特性に配慮した旅客ターミナル施設や交流施設を整備する。また、まちづくりと一体となって、水際線を有する魅力ある空間を形成する。

また、プレジャーボート等による海洋性レクリエーション活動を支え、地域の交流拠点ともなる小型船舶の係留・保管施設や海洋教育のための施設の整備を進めるとともに、マリナ等を拠点とする安全なクルージングネットワークを形成するための情報提供等について、関係者と連携して取り組む。

さらに、市町村やNPO等の市民団体による地域の特色を活かしたみなとまちづくりや海浜を利用した海水浴、ビーチスポーツ等多様な活動を支援する。

④ 健全な都市活動への貢献

内陸部での立地が困難な機能については、地域における適切な規模・配置を前提として、港湾活動や周辺の土地利用との整合を図りつつ、関係機関と連携してその機能の一部を港湾に受け入れることにより、健全な都市活動に貢献する。

特に、都市活動等に伴い発生する廃棄物については、発生の抑制、減量化、減容化、再利用等の努力を前提としてもなお内陸部の最終処分場が逼迫する場合には、港湾の機能との整合を図り、造成後の用地需要等を勘案して、関係機関と連携し、港湾においても適切に対応する。

2. 「自然的環境を保全する区域」の位置付け

浦添地区北側の海域は、多様な生物が生息・生育し、人と自然とのふれあいのできる場として、「自然的環境の保全・活用ゾーン」として平成15年の改訂計画で位置付けられた。

上記の埋立面積の縮小により、このゾーンを拡大するとともに、臨港道路の構造の見直しより、北側自然海浜も含めて「自然的環境を保全する区域」として位置付ける。

基本方針

I 今後の港湾の進むべき方向

3 良好な港湾環境の形成 (p 9)

① 良好な自然環境の積極的な保全

港湾が、将来にわたって社会の多様な要請に応え、その役割を果たしていくためには、環境との共生を実現し、豊かな自然環境を健全な状態で将来世代に継承する必要がある。そのため、港湾における環境を良好な状態に維持、回復、創造し、生物多様性の保全にも配慮しつつ、関係機関と必要な調整を行い、環境の保全を総合的かつ計画的に進めて、良好な港湾環境を形成する。

IV 良好な港湾・海洋環境の形成及び循環型社会への対応

1 自然環境の積極的な保全 (p 20)

① 良好な自然環境の維持

干潟や海浜等は、水質浄化や生物多様性の確保等、様々な環境機能を有する場である。

このため、港湾の開発及び利用に当たっては、これらの重要性を十分考慮するとともに、開発及び利用により影響が及ぶことが懸念される範囲にある環境の保全上重要な干潟等については、開発及び利用や背後地域の防災との調和を考慮しつつ、環境への影響の回避、低減を図る等適切な維持に努める。

⑤ 人と自然との触れ合いの拡大 (p 21)

港湾においては、人が海の豊かな自然と身近に触れ合え手軽に憩いや癒しを感じることができる空間の確保が求められている。このため、海浜の回復、護岸の親水化等により、人が直接自然に親しんだり、海やみなとを展望できるように、みなとへのパブリックアクセスを向上させる。また、豊かな自然を活かした健康の増進のための体制づくりを進める。

省令

(港湾の環境の整備及び保全)

第十一条 港湾の環境の整備及び保全に関する事項は、生態系野その他の自然条件、港湾及びその周辺地域における事業活動の状況、港湾における労働環境等を考慮して、良好な港湾の環境の形成を図ることができるように総合的に定めるものとする。この場合において、必要に応じ、自然的環境を整備又は保全する区域を定めるものとする。

※ 基本方針の該当文章は、関連記載の章節等の内、当該計画の変更事項に関係の深い部分のみ抜粋している。省令は、当該計画の変更事項に、特に関係の深い条文のみを抜粋している。